

中学校完全給食推進本部専門部会 平成 28 年度第 1 回会議 会議録

開催日時 平成 28 年（2016 年）8 月 24 日（水）10 時 00 分～11 時 15 分

開催場所 本庁舎 1 号館 3 階会議室 B

出席者

（部会長）

学校教育部長 伊藤 学

（部会員）

基地対策課長	藤原 仁	財政課長	石渡 修
資産経営課長	河島 知博	危機管理課長	小貫 和昭
保健所生活衛生課長	佐藤 嘉雄	環境管理課長	大友 佐登志
資源循環総務課長	和田 明	廃棄物対策課長	佐藤 洋二
公共建築課長	小林 光弘	開発指導課長	山岸 哲巳
建築指導課長	桑島 正明	給排水課長	山田 宏幸
予防課長	田中 晃	学校管理課長	菅野 智
学校保健課長	藤井 孝生		

（その他出席者）

学校管理課 係長 小松 清

（事務局）

学校保健課 係長	田中 慎一	学校保健課 主任	津田 尊夫
学校保健課 主任	中川 雄介	学校管理課 係長	田辺 勇

■教育長あいさつ（開会に先立ち、挨拶）

長年に渡って懸案事項となっていました横須賀市立中学校での完全給食実施に向けて検討をするために、皆様に中学校完全給食推進本部専門部会の専門部会員として就任いただきました。お引き受けいただき、ありがとうございます。

市民や議会の皆様から、長年に渡りご要望いただき、検討を重ねてまいりましたが、7 月 8 日に市長と教育委員で構成する総合教育会議で本市の中学校でも完全給食を実施する方針が決定しました。

教育委員会としては、中学校の生徒の心身の健全な発達や望ましい食育を推進するために、大変重要な施策であり、推進をしていかなくてはいけないと考えておりますが、実施に向けては、給食施設の整備等大きな課題が山積していると認識しています。そのため、

市長を本部長として全部局長で構成する推進本部を立ち上げ、昨日第1回会議を開催しました。また、専門部会では、それぞれ専門的な立場で課題解決に向けて討議していただくということで、11部15課の課長に参画いただくことになりました。

教育委員会事務局だけでは、気がつかない部分も多々あろうかと思いますので、担当部門のことを含め様々な課題について示唆をいただければ、新たに解決すべき課題も把握できるのではないかというのが、事務局が考えていることですので、専門的な立場でご意見をいただくとともに、その他漏れている点があれば、教えていただければと思っています。

後ほど、事務局からスケジュール等の話もありますが、スピード感を持ってやらなければいけないという反面、拙速に物事を進めてもいけないと思っており、出発してみたらこんなことが抜けていたというようなことがないようにと思っています。今後の横須賀市の子どものために、中学校完全給食を望ましい姿で実施できるよう、皆様のお知恵を拝借したいと思います。実際の討議は、コンサルティング事業者に委託する調査結果がどの時点で固まるかという問題もありますが、並行して進めていますので、ご協力をお願ひいたします。大変お忙しい中、教育委員会が所管する新たな業務をお願いするため、大変恐縮に存じておりますが、重要な施策を検討していくことでご協力をお願いいたします。

1 開会

- ・会議の資料と会議録を後日ホームページで公開することを報告
- ・「中学校完全給食推進本部設置規程」第5条第3項の規定に基づき、教育委員会事務局学校教育部長が部会長となる。

2 部会長あいさつ

先ほど教育長からも話がありましたが、この度は中学校完全給食推進本部専門部会の部会員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

本日の専門部会に先立ち、昨日は市長を本部長とし、副市長及び全部局長を本部員とする中学校完全給食推進本部第1回会議を開催しました。

その会議の中で、市長から中学校完全給食実施については、学校給食の意義が重要であることに加え、それ以外にも共働きの家庭等からのニーズや全国で約9割の公立中学校が給食を実施している状況下にあって完全給食を実施しないことが選ばれにくいまちにつながりかねないこと、さらには市民や議会から強い要望があることなどを鑑み、推進本部及び専門部会において、中学校完全給食をどうやって、いつから、いくらかけて実施していくかをしっかりと検討していかなければならない。そして、市としての最善策をとれるようにしていきたいといった趣旨の発言がありましたので、これを踏まえてしっかりと協議を進めていきたいと考えております。

今後、中学校完全給食の実施に向けて、皆様の専門的な知識やお知恵をいただきながら、具体的な実施方式やスケジュールを検討していくわけですが、現在、中学校には給食の施設がありませんので、どの方式で行うにしても、大規模な施設・設備の整備を伴う事業になりますし、開始までには相応の年数がかかることが予想されます。

また、候補となる方式ごとに、多岐に渡る課題や留意事項などがあるため、全庁を挙げて、課題やその解決方法などをしっかりと把握・整理した上で、どのような方法で中学校完全給食を実施すべきかを検討していきたいと考えています。

市民や議会からも非常に注目を集めている案件でもありますので、様々な角度からしっかりと検討をするとともに、検討経過についても情報発信をしていきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

3 部会員紹介（名簿の順に各課関連事項について紹介）

【基地対策課長】

防衛省関連の補助金・交付金や国有財産、特に旧軍財産について関係してくる。

【財政課長】

予算、補助金等が関係してくる。

【資産経営課長】

公有財産、主に普通財産が、給食センター方式を検討する際の候補地の選定に関係してくる。

【危機管理課長】

資料2には防災対策とあるが、給食センターや給食施設を守るという観点ではなく、新たに炊飯する施設ができるため、災害時に小中学校が避難所になった際に、それらの施設が活用できるかという観点で関係してくる。

【保健所生活衛生課】

食品衛生、食中毒予防が関係してくる。

【環境管理課長】

給食調理施設が、公害関係の規制を受ける可能性があるため関係してくる。

【資源循環総務課長】

一般廃棄物の適正処理という観点で関係してくる。

【廃棄物対策課長】

給食施設から出る廃棄物の減量化等について関係してくる。

【公共建築課長】

学校施設や教育施設の管理運営に伴う改修工事や補修工事に携わっており、その点で関係してくる。中学校完全給食については、ハード的に色々難しい問題も出てくるのではないかと思っている。

【開発指導課長】

土地利用をするにあたっての開発の許可などが関係してくる。現状では、全ての中学校で、どのような施設でも建てられるわけではないと思われるため、早めにチェックをして正確な議論ができるようにするために参加している。

【建築指導課長】

建築基準法に基づく許認可、手続き等が関係してくる。

【給排水課長】

給食を作るにあたっては、当然水を使わないと給食を作れず、水を使えば、それを下水に排水することになる。資料2には開発行為等に限定して記載してあるが、開発行為に関わらず、水を使うという点で関係してくる。

【予防課長】

主に消防の設備関係、それから、火を使用する設備について関係してくる。

【学校管理課長】

学校の施設は全て学校管理課で所管している。学校施設はだいぶ古くなってしまっており、色々課題があることは認識している。それらの課題についてできる限りの情報提供をして、お知恵をお借りしたいと考えている。

【学校保健課長】

部会員の皆さんから、中学校完全給食を実施するに当たっての様々なハードルを超えるためのご意見、アドバイスをいただき、それらを整理しながら、中学校での完全給食実施に向けて、頑張っていきたいと考えている。

4 議題

「中学校完全給食について」

◆資料説明 (*資料1～資料7について一括して説明)

【事務局】

◇資料1 「中学校完全給食推進本部設置規程」

推進本部は、市立中学校における完全給食の実施について必要な事項を検討するために設置したもので、市長が本部長、副市長が副本部長を務め、全部局長で構成する組織となる。

また、専門的な事項を検討するために、専門部会を設置した。この専門部会は、学校教育部長が部会長を務め、関係課長で構成する組織となっている。

◇資料2 「中学校完全給食推進本部専門部会 各課関連事項」

専門部会の構成員である15課と、各課の事務分掌のうち、中学校完全給食の実施に関連すると思われる内容について、参考に記載している。

◇資料3－1 「中学校完全給食について」

「1 学校給食とは」では、(1)で、実施の根拠となる学校給食法の条文を、(2)で、学校給食法施行規則で規定している三つの給食の区分について、記載している。

このうち、「完全給食」については、給食内容が、パン又は米飯とミルク、おかずである給食というのが定義となっている。

「2 横須賀市立学校の給食実施状況」について、現在、本市では、小学校46校と特別支援学校2校で、完全給食を実施している。これらの学校は、各学校に給食室があり、学校内で調理する自校方式で実施している。また、中学校23校では、ミルクだけを提供するミルク給食を実施している。

「3 完全給食の実施状況」について、(1)全国の実施率としては、平成26年5月1日時点での87.5%の中学校で完全給食を実施しており、年々実施率が上がっている状況である。

「4 これまでの主な検討経過」について、平成27年度までに、スクールランチ充実事業の3回の試行と生徒、保護者、教職員、市民を対象にした「中学校の昼食に関するアンケート」を実施してきた。それらの結果を検証し、中学校の昼食のあり方に関する検討を

進め、本年6月に教育委員会として、中学校の昼食のあり方に関する基本方針と行動計画を定めた。そして、7月8日の総合教育会議で市長と教育委員会が協議した結果、中学校で全員喫食による完全給食を実施する方針が決定した。

「5 これまでに決定している事項」について、中学校完全給食に関して、現在、決定しているのは、中学校で完全給食を実施すること、選択制ではなく、全生徒を対象に実施すること、1人分ずつ弁当箱で提供するのではなく、クラス分の給食が入った食缶で提供し、クラスで配膳するということの3点である。

「6 今年度検討する事項」について、主には、具体的な実施方式をどうするかということで、中学校に新たに給食室を整備し、校内で調理する自校方式とするのか、新たに給食センターを建設し、センターで調理した給食を各中学校へ配送するセンター方式にするのか、小学校の給食室で、小学校の給食に加えて中学校の給食を調理し、各中学校へ配送する親子方式にするのかといったことについて検討する。

また、実際にいつから完全給食を開始できるのか、さらに来年度以降に必要となる予算措置などについても検討する予定である。

◇資料3－2 「実施方式別学校給食実施状況（神奈川県：公立中学校数）」

県内の状況は、平成27年5月1日時点で、県内33自治体のうち、19自治体で完全給食を実施しているが、横浜市や川崎市など学校数の多い自治体が実施していないため、実施率としては25.7%にとどまっている。

欄外に27年5月以降の状況として記載したが、大磯町が実施済、座間市が試行中で、川崎市、鎌倉市、葉山町が実施予定となっている。このうち川崎市については、52校中、新たに3か所の給食センターを整備する方式で48校に、新たに給食室を整備する方式で2校に、そして小中学校の校舎が合築されている学校で2校に完全給食を実施する予定となっている。

◇資料4 「検討スケジュール（案）」

中学校完全給食推進本部は、昨日第1回目を実施し、第2回は、来月の部長会議と同日に開催する予定で、今回の専門部会の内容などを報告し、意見をいただく予定である。第3回以降も、専門部会開催後にその検討内容などを報告し、ご議論いただく予定である。

次に、専門部会は、第1回を本日開催している。9月には、関係各課に中学校完全給食の実施に関する課題や留意事項などについて文書で照会し、その結果を基に第2回で情報共有や意見交換を行うことを想定している。第3回については、調査委託の途中経過を含め引き続き情報共有や意見交換を行う。第4回については、調査委託の中間報告の結果を基に、具体的にどの方式が良いのかということを議論していく予定である。

次に、連絡協議会は、学校関係者の理解を得て実施に係る課題等の解決を図るために、教職員や保護者と教育委員会事務局とで構成する連絡協議会を設置する予定である。協議会での意見や検討内容についても随時報告させていただく予定である。

次に、調査委託については、現在公告中で、8月31日に開札予定である。調査する内容としては、各実施方式で想定する施設・設備の概要や費用積算、想定スケジュールなどとなっている。1月10日を中間報告期限とし、2月10日を最終報告期限としている。

市議会、教育委員会定例会については、毎回、検討状況について報告を行う予定である。

最後に、全体を通じての検討の流れについては、調査委託の実施期間中に、推進本部、専門部会、連絡協議会において、一般的な課題や留意事項を整理し、情報共有や意見交換を行い、その状況を踏まえた上で、調査委託の中間報告がされた後に、どの実施方式で行うのが良いかについて議論をし、来年の市議会第1回定例会では、委託調査の結果と推進本部等での議論について報告を行う予定である。

最終的には、市議会第1回定例会でいただく意見も踏まえた上で、実施方式について決定したいと考えている。

◇資料5 「中学校完全給食の実施方式について」

「1 自校方式」は、「(1) 概要」にあるように、中学校に新たに給食室を建設し、校内で調理する方式である。「(2) 整備が必要となる内容」の、ア 納入については、法令上の面積基準ではなく、事例の表にあるように、自治体や学校の状況によって、面積が大きく異なっている。また、校舎内にある場合と校舎外にある場合があるが、校舎内にある場合は、学校の建設等の際に併せて整備された事例が多いと思われる。

次に「イ 昇降機 エレベーターまたは小荷物専用昇降機については、給食を教室のある各階に運搬するために、昇降機の設置が望ましいと考えている。新たに給食を開始する自治体では、学校の時間割への影響や生徒の安全等を考慮して、中学校給食の実施に合わせて、エレベーターを新たに設置する事例が見られる。また、本市小学校では、給食用の小荷物専用昇降機があり、食缶等を各階まで上げている。

次に、「ウ 各階配膳室」については、本市小学校の場合、各階の配膳室にクラスごとに食缶等を載せた配膳車を準備しておき、給食の時間に給食当番の児童が取りにきている。一方、エレベーターを設置した他都市の事例では、クラスごとに鍵のかかるコンテナに入れて教室前で保管し、各階に配膳室を設置しない事例もあるので、昇降機の条件によって変わってくることも考えられる。

次に、「(3) 主な検討事項」についてだが、各実施方式とも検討事項の内容には業務委託で調査する内容も含まれているが、調査結果について議論するという意味も含め、検討事項として挙げている。

自校方式の主な検討事項について、中学校に新たに給食室を整備する場所が校舎外また

は校舎内にあるかどうかを検討する。整備できる場所がなければ、その学校については自校方式での実施は難しいことになる。

また、給食室を新設することに伴って、既存の敷地や校舎に対して、建築基準法など関係法令上必要とされる対応などの他、災害時における活用、昇降機、各階配膳室の整備場所の有無などについても検討する。

次に、「2 センター方式」については、「(1) 概要」にあるように、新たに給食センターを建設し、センターで調理した給食を各中学校へ配送する方式である。

「(2) 整備が必要となる内容」としては、まず、給食センターが必要となる。法令上の面積基準はなく、記載の事例のように、敷地面積や延床面積については各給食センターによって異なる。

また、中学校側の整備としては、給食センターから配送された食缶等を保管するとともに、別に配送されてくる牛乳をクラスごとに分け、各クラスへの配膳準備を行う配膳室が1階に必要となる。なお、自校方式の場合は、給食室内にこの1階の配膳室に相当するスペースがあるため、配膳室については記載していない。

「ウ 昇降機」と「エ 各階配膳室」については、自校方式と同様である。

センター方式の「(3) 主な検討事項」としては、給食センターを1箇所にするのか、2箇所に設置するのか、どの場所での建設を想定するか、また用途地域によっては、建築基準法の許可などどのような対応が必要か、給食センターは工場となるので、騒音や臭気などについてもどのような配慮が必要かということも検討の必要がある。

次に、「3 親子方式」については、「(1) 概要」にあるように、小学校の給食室で、小学校の給食に加えて中学校の給食を調理し、各中学校へ配送する方式である。中学校で複数校の中学校分を調理する場合もある。

「(2) 整備が必要となる内容」としては、既存の小学校の給食室の改修または増築となる。親子方式も法令上の面積基準はなく、自治体や学校によって給食室の面積は大きく異なる。なお、親子方式について、自校方式と比較すると、他校に給食を搬出する場所や中学校分の食器やコンテナを保管する場所の確保が必要となるため、より広い面積が必要になる。

イ、ウ、エについては、センター方式や自校方式と同様である。

次に、親子方式の「(3) 主な検討事項」についてだが、小学校給食室で中学校分としてどのくらいの食数を提供できるか、小学校給食室の改修または増築に伴い既存敷地や校舎でどのような対応が必要となるか、小学校が自校の分だけでなく、他の学校分の給食を調理するためにどのような手続きが必要となるかなどの他、中学校と中学校の親子方式も想定し、複数校分の給食を調理可能な中学校があるかなどについて検討する。

なお、市議会第1回定期会では、学校の状況に応じて、自校方式、センター方式、親子方式を組み合わせるような方式についても検討が必要ではないかというような提案もあり、そういう視点での検討も必要になるものと考えている。